

(8) 県単独補助事業

土地改良施設機能診断事業	事業主体 土地改良区等	所管課班	農村整備課 水利施設保全班
---------------------	-------------	------	------------------

趣 旨

経年変化により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断劣化度の評価、整備補修年次計画作成整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図るもの。

事 業 内 容

- 1) 外観及び分解検査による劣化度合の測定・評価
- 2) 施設診断カルテ及び整備補修年次計画の作成（必須）
- 3) 小規模な整備補修

※事業実施期間 平成15年度～平成28年度

採 技 基 準

- ・土地改良事業等で造成した受益面積20ha以上の施設（頭首工、揚水機場等）
- ・1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	土地改良施設機能診断事業	-	30	30	40	市町村が30%以上助成する場合に限る

みやぎグリーン・ツーリズム アドバイザー派遣事業	事業主体 県	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
-----------------------------	--------	--------------------

趣　　旨

グリーン・ツーリズムに関連する都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動等（以下「グリーン・ツーリズム活動」という。）の開始から実践、継続において発生する課題の解決等を支援するため、グリーン・ツーリズム活動を行う団体等に対して、助言・指導等を行う各分野の専門家等を「みやぎグリーン・ツーリズムアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」として派遣し、県内の地域資源を活用した多様なグリーン・ツーリズム活動の推進を図るものである。

事業内容

1　概要

県はグリーン・ツーリズム活動を支援するため、次の事項について助言及び指導を必要とするグリーン・ツーリズム活動を行う団体等に対して、アドバイザーを派遣する。

- ① 農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し、その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて
- ② 国庫補助事業等により整備したグリーン・ツーリズム関連の交流施設等の利用の向上について
- ③ その他、グリーン・ツーリズム活動の推進のために必要と認められる事項について（経営改善、景観づくり、地域デザイン、地域ネットワークづくり、郷土史・芸能、郷土地理・気象、食品開発・生産方式、販売・マーケティングに関することなど）

2　アドバイザーの選定・登録

アドバイザーは、上記①から③について、専門分野を含めた総合的な地域活性化に必要な知識と経験を有し、かつ東北六県内に活動の拠点を置く者から、選考委員会において対象者を選定し、承諾を得て登録する。登録期間は2年以内とする。

なお、派遣を受けようとする者が自らアドバイザーとなり得る者を指名することも可能としており、この場合は別に選考委員会で審査の上、追加で登録する。

3　派遣対象者

派遣対象となるのは、グリーン・ツーリズム活動を行う団体等であり、かつアドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化している者で、県が派遣による効果が見込めると判断したときにのみアドバイザーを派遣する。

4　派遣回数及び指導時間

- ① 1団体につき原則年間3回まで（1回3時間まで）
- ②団体等の負担　派遣一回につき1千円

5　事業実施期間

平成17年度～平成32年度